

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施 を見据えた試行的事業実施の在り方 について

第1回検討会の資料に第1回検討会でのご意見や、事務局からの補足説明をもとに赤字で追記したものの

令和5年10月16日

こども家庭庁成育局保育政策課

こども未来
こども家庭庁

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○ 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設**する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、**2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施**する。

(いただいた意見)

・こども基本法には全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められていることから、こども誰でも通園制度は、こども基本法の基本理念を反映するものであることを明確にしてほしい。

○令和6年度概算要求事項

1 総合的な子育て支援

(3) こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施【事項要求】

・こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ②

- 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	・ 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	・ 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	

（いただいた意見）

・ 障害のあるこどもでも利用できるようにすべき（児童発達支援センターでの実施や居宅訪問型など）。

（※）障害のあるこどもへの対応については、別紙2参照。

障害のあるこどもへの対応について

別紙 2

- こども誰でも通園制度は、障害の有無にかかわらず、全ての未就園児とその家庭への支援の強化を目的としている。
- こうしたことから、障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。
- （※）現行の一時預かり事業では、補助基準上、障害のあるこどもを受け入れるに加算が設けられており、こうした仕組みも参考に、障害のあるこどもを受け入れる体制を考えていく必要がある。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、障害のあるこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っており、また、こどもだけでなく保護者への支援も担っているところ、こうした専門性をこども誰でも通園制度においても幅広く発揮してもらおうべく、事業を実施してもらおうべきではないかな。
- 逆に、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、インクルージョンの観点から、障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけでなく、障害のないこどもも含めて受け入れることも考えられるのではないかな。
- 児童発達支援事業所の人員配置基準と、こども誰でも通園制度の想定している人員配置基準の両者をそれぞれ満たした職員配置とすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能ではないかな。また、インクルーシブの観点から、すでに保育所等と児童発達支援事業所の間で認めているように、人員の交流や設備の共用は認めていくべきではないかな。

（※）なお、こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援としてすでに給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要と考えられる。